

別添 1 :

「専利出願行為の規範化に関する若干の規定の改正草案（意見募集稿）」

改正対照表

専利出願行為の規範化に関する若干の規定	専利出願行為の規範化に関する若干の規定
第一条 専利出願行為の規範化を図り、正常な専利業務秩序を守るために、専利法、専利法実施細則と専利代理条例に基づき、本規定を制定する。	第一条 専利出願行為の規範化を図り、正常な専利業務秩序を守るために、専利法、 <u>専利法実施細則と専利代理条例等の関連法律・法規</u> に基づき、本規定を制定する。
第二条 専利出願の提出をする或いは代理をする場合、法律、法規と規則の関連規定に従い、誠実信用原則を遵守しなければならないが、非正常専利出願行為に従事してはならない。	第二条 専利出願の提出をする或いは代理をする場合、法律、法規と規則の関連規定に従い、 <u>専利法の立法趣旨を維持し</u> 、誠実信用原則を遵守しなければならないが、非正常専利出願行為に従事してはならない。
第三条 本規定における非正常専利出願行為とは、以下のことを指す。 (一) 同一単位又は個人が複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出する場合。 (二) 同一単位又は個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する場合。	第三条 <u>本規定いう非正常専利出願行為とは、いかなる単位又は個人がイノベーション保護を目的とせず、不正な利益の取得や架空のイノベーション実績、サービス実績の虚構を目的として、単独で又は結託して各種の専利出願を提出し、専利出願を代理し、又は専利出願権や専利権を譲渡する等の行為を指す。</u>

<p>(三) 同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する場合。</p> <p>(四) 同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。</p> <p>(五) 同一単位又は個人が複数のコンピュータ技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。</p> <p>(六) 他人が本条第(一)号～第(五)号に記載された種類の専利出願を提出するのを手 伝う又は専利代理機構がその提出を代理する場合。</p>	<p><u>以下の各行為は、本規定にいう非正常専利出願行為に当たる。</u></p> <p><u>(一) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が明らかに同じであるか、又は実質的に異なる発明創造の特徴又は要素の単純な組み合わせや変化によって形成されている場合。</u></p> <p><u>(二) 提出された専利出願において、発明創造内容、実験データ又は技術的効果の捏造、偽造及び変造、従来技術又は従来考案の剽窃、簡単な切り替え及び寄せ集め等のような状況が存在する場合。</u></p> <p><u>(三) 提出された複数の専利出願の発明創造内容が、主にコンピュータ技術等を用いてランダムに生成されたものである場合。</u></p> <p><u>(四) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに技術的改善若しくは考案の常識に適合しない、又は劣化、羅列、不必要な保護範囲の縮小である場合。</u></p> <p><u>(五) 提出された専利出願の発明創造が、明らかに出願人、発明者の実際の研究開発能力及び資源的条件と一致しない場合。</u></p> <p><u>(六) 実質的に特定の単位、個人又は住所に関連する複数の専利出願を悪意により分散、前後して又は異なる場所に提出する場合。</u></p> <p><u>(七) 不正な目的で専利出願権又は専利権を譲渡又は譲受する、又は発明者、考案者を虚偽に変更する場合。</u></p>
---	---

	<p><u>(八) 専利代理機構、専利代理師又は他の機関若しくは個人が、他人を代理、誘導、教唆し又は他人と共謀して、各種の非正常専利出願行為を行う場合。</u></p> <p><u>(九) 誠実信用の原則に違反し、正常な専利事業秩序を乱すその他の非正常専利出願行為及び関連行為。</u></p> <p><u>本規定における非正常専利出願行為とは、下記のことを指す。</u></p> <p><u>—(一) 同一単位又は個人が複数の内容が明らかに同一である専利出願を提出する場合。—</u></p> <p><u>—(二) 同一単位又は個人が明らかに先行技術若しくは先行意匠を剽窃する複数の専利出願を提出する場合。—</u></p> <p><u>—(三) 同一単位又は個人が複数の異なる材料、成分、成分の比率、部品等を簡単に切り替える或いは寄せ集める専利出願を提出する場合。—</u></p> <p><u>—(四) 同一単位又は個人が複数の実験データ或いは技術効果が明らかに捏造されたものである専利出願を提出する場合。—</u></p> <p><u>—(五) 同一単位又は個人が複数のコンピュータ技術等を利用してランダムに製品の形状、図案或いは色彩を生成する専利出願を提出する場合。—</u></p> <p><u>—(六) 他人が本条第(一)号～第(五)号に記載された類型の専利出願を提出するのを手伝う又は専利代理機構がその提出を代理する場合。—</u></p>
--	--

第四条 国家知識産権局は、専利出願受理、初歩審査、実体審査、審判の  
手順又は国際出願の国際段階の手順において、本規定にいう非正常専  
利出願行為が存在することを発見し又は通報によって知り、かつ初歩的  
に認定した場合、専門的な審査ワーキンググループを結成して、又は審  
査官に授権して、本規定に基づいて専門的な審査手順を起動し、一括し  
て集中的に処理し、出願人に対して指定された期限内に関連する専利出  
願や法的手続きの請求を自発的に取り下げるか、又は意見を陳述するよ  
う通知することができる。

出願人は、非正常専利出願行為に対する初歩的認定に不服がある場合、  
指定された期限内に意見を陳述するとともに、証明書類を提出しなけれ  
ばならない。正当な理由なく期限を過ぎても回答しなかった場合、関連  
する専利出願は取り下げられたものとみなされ、関連する法的手続きの  
請求は提出されていないものとみなされる。

出願人が意見を陳述した後においても、国家知識産権局が依然として  
本規定にいう非正常専利出願行為に当たると認める場合、法に基づいて  
関連する専利出願を拒絶するか、又は関連する法律手続きの請求を承認  
しなくてもよい。

出願人は、国家知識産権局による上記決定に不服がある場合、法に基

	<p><u>づいて行政再議申請、審判請求を提出するか又は行政訴訟を提起することができる。</u></p>
<p>第四条 非正常専利出願行為に対し、専利法及びその実施細則の規定に基づき提出された専利出願を処理するほか、情状に応じて下記の措置を取ることができる。</p> <p>(一) 専利費用を軽減しない。既に軽減されている場合、軽減された費用を追納することを求める。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、専利費用を軽減しないこととする。</p> <p>(二) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で通報し、併せて全国信用情報共有プラットフォームに納める。</p> <p>(三) 国家知識産権局の専利出願件数統計から非正常出願専利の件数を差引く。</p> <p>(四) 各級の知識産権局は、助成又は奨励をしない。既に助成又は奨励を与えている場合には、全部又は一部について払戻を要求する。情状が深刻である場合、本年度から5年以内において、助成又は奨励しないこととする。</p> <p>(五) 中華全国専利代理人協会に非正常な専利出願行為に従事した専利</p>	<p>第四<u>五</u>条 非正常専利出願行為に対し、専利法及びその実施細則の規定に基づき提出された専利出願を処理するほか、情状に応じて下記の措置を取ることができる。</p> <p>(一) 専利費用を軽減しない。既に軽減されている場合、軽減された費用を追納することを求める。<u>非正常専利出願を繰り返している等出願人の</u>情状が深刻である場合、<u>非正常専利出願行為と認定された日本年度</u>から5年以内において、専利費用を軽減しないこととする。</p> <p>(二) 国家知識産権局の政府ウェブサイト及び「中国知識産権報」で通報し、併せて全国信用情報共有プラットフォームに納める。</p> <p>(三) 国家知識産権局の専利出願件数統計から非正常<u>専利出願専利</u>の件数を差引く。</p> <p>(四) 各級の知識産権局は、<u>一出願人と関連する代理機構に対して</u>、助成又は奨励をしない。既に助成又は奨励を与えている場合には、全部又は一部について払戻を要求する。情状が深刻である場合、<u>非正常専利出願行為と認定された日本年度</u>から5年以内において、助成又は奨励しない</p>

<p>代理機構及び専利代理人に対し業界自律措置を取り、必要な場合、専利代理懲戒委員会に「専利代理懲戒規則（試行）」の規定に基づき相応の懲戒を与える。</p> <p>（六）非正常専利出願行為を通じて助成と奨励を騙し取り、情状が深刻で犯罪を構成する場合、法に基づいて関係機関に移送し刑事責任を追及する。</p>	<p>こととする。</p> <p>（五）<u>本規定第三条第二項第(八)号に記載する非正常専利出願行為がある専利代理機構又は専利代理師について、中華全国専利代理師協会は自律措置を講じる。非正常専利出願を繰り返している等情状が深刻である場合、国家知識産権局又は専利業務管理部門は法律・法規に基づいて相応の懲戒を与える。その他の機関又は個人については、地方知識産権局が無資格の専利代理行為の摘発に関する規定に基づいて処罰し、他の法律・法規に違反した場合は、関係部門に移送して対処する。</u></p> <p><del>中華全国専利代理人協会に非正常な専利出願行為に従事した専利代理機構及び専利代理人に対し業界自律措置を取り、必要な場合、専利代理懲戒委員会に「専利代理懲戒規則（試行）」の規定に基づき相応の懲戒を与える。</del></p> <p>（六）<u>本規定第三条に記載する行為がある単位又は個人について、「中華人民共和国刑法」により犯罪を構成する疑いがある場合、法に基づいて関係機関に移送して刑事責任を追及する。</u></p> <p><del>非正常専利出願行為を通じて助成と奨励を騙し取り、情状が深刻で犯罪を構成する場合、法に基づいて関係機関に移送し刑事責任を追及する。</del></p>
---	---

<p>第五条 本規定第四条に列挙する処理措置を取る前に、必要に応じて、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。</p>	<p>第五<u>六</u>条 本規定第四<u>五</u>条に列挙する処理措置を取る前に、必要に応じて、当事者に意見陳述の機会を与えなければならない。</p>
<p>第六条 各級の知識産権局は公衆と専利代理機構が法に基づき専利出願を提出するよう指導しなければならない。</p> <p>専利代弁処が非正常な専利出願行為を発見した場合、直ちに国家知識産権局に報告しなければならない。</p>	<p>第六<u>七</u>条 各級の知識産権局は公衆と専利代理機構が法に基づき専利出願を提出するよう指導しなければならない。</p> <p><u>地方知識産権局と専利代弁処が非正常専利出願行為の手掛かりを発見し、又は通報によって知った場合、専利代弁処が非正常な専利出願行為を発見した場合、直ちに国家知識産権局に報告しなければならない。</u></p>
<p>第七条 本規定は2007年10月1日より施行される。</p>	<p>第七<u>八</u>条 本規定は2007年10月1日より施行される。</p>

※※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承ください。